

臨時代理議決

令和7年3月19日

第19号議案

会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年4月15日

教育長 前川 明範

改正の理由

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の一部改正により令和7年4月1日から新たな給料表が適用されることに伴い、会計年度任用職員の給与について、所要の改正を行うものである。

会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（令和２年京都市教育委員会規則第７号） 新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
附 則 1 この規則は、令和２年４月１日から施行する。 2、<u>条例第26条及びこの規則第3条から第5条までの規定による会計年度任用職員の給与（以下「給与」という。）の額の算出に用いられる給料表は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年京都市条例第42号）第1条の規定による改正後の条例に定める給料表とし、令和6年4月1日以後の給与について適用する。</u>	附 則 — この規則は、令和２年４月１日から施行する。 <u>（削る。）</u>	R7.4.1から新たな給料表が適用されることに伴い、給料表の適及適用について規定しておく必要が無くなるため、規定を削除